

見附市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第6号

見附市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

見附市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年見附市規則第22号）の一部を次のように改正する。

「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。